

## 新エネルギー機器等導入事業費補助金 申請に関する注意事項

補助金の申請をするにあたり、要綱記載事項のほか、以下の点にご注意ください。

- ①申請書提出時、実績報告書提出時には、それぞれ「提出書類確認シート（及び委任状）」を提出してください。様式は市のホームページから入手をお願いいたします。
- ②申請書の提出期限は、各年度における4月1日から翌年3月10日までです。  
ただし、当該期間の満了する前であっても、この補助金に係る予算が終了したときは、受付を終了します。
- ③申請書類の提出先は伊豆の国市役所大仁支所内の環境政策課、提出方法は直接持参のみ可とします。  
(不備があった場合に窓口で修正していただいて受付するため。郵送等の場合、修正のやり取りに時間を要し、受付順が遅くなる可能性が高いため。必要な書類が全て不備なく提出された時に受付となります。)
- ④申請時に添付書類として「伊豆の国市税納付状況確認同意書」を提出してください。申請者について伊豆の国市税の滞納の有無を調査させていただき、滞納があった場合は不交付の決定をします。
- ⑤補助対象機器の設置工事は交付決定があった日以後に着手してください。
- ⑥交付決定にかかる標準処理期間は、申請書を受け付けた日から10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）です。ただし、申請書類に不備があった場合には、この限りではありません。
- ⑦補助対象機器の設置されている建売住宅を購入する場合には、当該住居の引き渡し前に交付決定を受けてください。
- ⑧実績報告書の提出期限に係る「事業完了の日」とは、設置工事完了日（自動車検査証の新規登録日）又は領収書の領収日のいずれか遅い日とします。
- ⑨実績報告書の提出期限である4月10日（10日が土曜日、日曜日又は祝日に該当する場合は、直前の平日）は提出書類の作成・提出のための期限であり、事業自体（機器の設置（自動車の登録日）及び領収書の領収日）は3月31日までに完了するようにしてください。
- ⑩新築建物に機器を設置する場合、領収書の領収日は建物完成時金の領収日とします。
- ⑪確定通知書にかかる標準処理期間は、実績報告書を受け付けた日から10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）です。
- ⑫請求書の提出期限である、「確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日まで」は翌年度の4月30日を期限とします。